

鮎帰りの滝のその後の経過は

市長／所有者と協議を進めている。



中村 哲康 議員

空き家対策について

議員 前回質問した空き家バンクについて、その後の経過を伺う。

企画振興部長

空き家バンク制度を開始したのが平成21年からであり、現在までの総登録件数が121件、これまでの仲介契約件数が69件、現時点で紹介できる空き家の件数が30件ある。

議員 前回質問した空き家の解体に対する補助について、その後の経過を伺う。

建設部長

空き家について

ての問い合わせは、平成30年度は72件の問い合わせがあり、そのうち44件が空き家の解体の補助金に関するものであり、実際に利用された件数は、今年度は24件、28年度から補助を行っているが、合計で55件補助金を利用して解体されたことになる。

議員 もう一度解体に対する補助の条件と金額を伺う。

建設部長

補助金の金額は上限で50万円、解体費の40%になる。条件は住家であること、倉庫等は対象外、それから危険度判定があり、その判定が100点以上行ったもの、そういった条件がある。

災害時の避難について

議員 災害が発生した場合、高齢者や、体の不自由な方を誘導する人員は配置してあるのか。また、布団や毛布等、大きな荷物を持つていくことができないため、そのあたりの対策はできているのか

伺う。

総務部長

災害時の避難については、災害が予想される場合の自主避難と緊急時の避難準備情報、避難勧告、避難指示があり、自主避難の場合は、必要な物は避難する方にとってきてもらう。

避難勧告、避難指示を発令した場合は、備蓄している分を配布する形になる。高齢者や、体の不自由な方の誘導は、職員数では到底カバーできないため、身近な方々の協力が不可欠であり、自主防災組織の補助制度等、地域ぐるみの防災活動を支援している。

その他の質問

今後の南島原市について



現在の鮎帰りの滝の状況

配付物は自治会長が一人で配るのか

企画振興部長／自治会次第では隣組長さん等、配付の形はいろいろと思う。



高木 和恵 議員

市長答弁の訂正について

議員 前回の一般質問終了後、市長は、答弁の訂正をされた。その時の発言を。

市長

訂正の発言は、「情報公開について裁判の中で開示が認められたという質問に、私もそのように答弁したが、その開示とは裁判の手続きのもので裁判所が開示を認めた訳ではないので、先程の発言を訂正する。」

議員

私は「裁判所が開示を認めた」とは言っていない。会議録でその発言の指摘を。 ※次の日、市長は再び発言された。

「高木議員の発言を確認したが、裁判の中で開示が認められたとの発言はなかった。」

市長

「高木議員の発言を確認したが、裁判の中で開示が認められたとの発言はなかった。」

情報公開の判決について

議員 H31・1・22日判決言渡。結果に対する市長の思いを。

市長

判決後原告が控訴されている。現時点で申し上げることはない。

議員

情報公開の申請は、不開示処分。私は、不開示を求める訴訟を提訴。6項目に分けて争った判決の結果は、被告には5つに対して不開示処分を取り消し、開示するよう命じた。私は残りの一つを控訴した。市長も控訴したか。

副市長

原告が控訴された時期に応訴した。日時はわからない。

議員

判決の結果を議会に報告は。当然する必要

総務部長

当然する必要

はある。まだ把握していない、把握した段階で報告する。

副市長

議員は判決が決定したと言っているが控訴されたので裁判は継続中。

議員

私が控訴したことを理由にしているが、市長は5つに対して、控訴はなぜしなかったか。

副市長

一番の判決が出た段階では控訴の検討はしなかった。

議員

控訴の期限は知っているか。

副市長

期限は2週間と。原告が控訴され、結論が出ていないのに続行というのは、私達は判断できない。

H31.3.31現在

日 時	年 齢	保育料	人 数
31年4月	0才～5才(1子目)	有料	約600人
31年10月	0才～2才(1子目)	有料	約210人
	(住民税非課税)	無料	約100人